

## 投資信託説明書（交付目論見書）

2015年6月16日

## MHAM株式オープン

追加型投信／内外／株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「MHAM株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2014年12月16日に関東財務局長に提出しており、2014年12月17日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします（交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。）。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

## 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

## みずほ投信投資顧問株式会社

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 金融商品取引業者           | 関東財務局長（金商）第398号        |
| 設立年月日              | 1964年5月26日             |
| 資本金                | 20億4,560万円（2015年3月末現在） |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 2兆5,700億円（2015年3月末現在）  |

## 受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

## 三菱UFJ信託銀行株式会社

## ファンドに関する照会先

## みずほ投信投資顧問株式会社

〔電話番号〕0120-324-431  
 ※ 受付時間：営業日の午前9時～午後5時  
 〔ホームページアドレス〕<http://www.mizuho-am.co.jp/>

## 商品分類及び属性区分

| 商品分類    |        |               | 属性区分   |      |             |               |
|---------|--------|---------------|--------|------|-------------|---------------|
| 単户型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域      | 為替ヘッジ*        |
| 追加型     | 内外     | 株式            | 株式・一般  | 年1回  | 日本<br>グローバル | あり<br>(フルヘッジ) |

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆ 商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1 ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

国内の優良成長株を中心に海外の株式にも投資を行い、信託財産の長期成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

### I. わが国の優良成長株を中心に、海外の株式にも投資します。

- ◆ 成長性、収益力、市場性等を勘案して選定した株式を主要投資対象とします。
- ◆ ファンドの純資産総額の30%を上限に、外貨建資産である海外の株式にも投資することがあります。

※ 海外の株式など外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクの低減を図るために為替ヘッジを活用します。

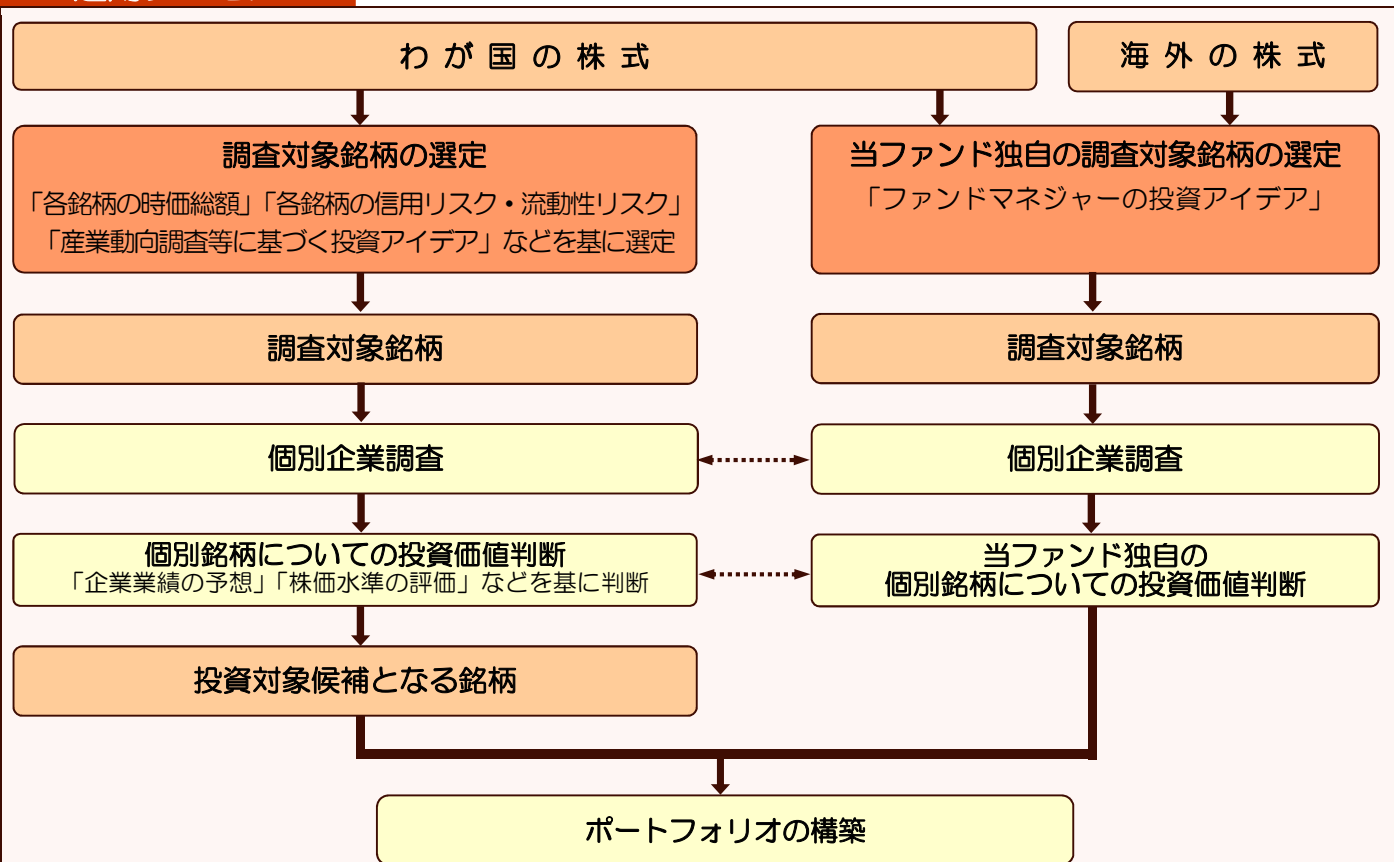
### II. 市況に応じて機動的売買を行いつつ、信託財産の長期的な成長を目指します。

- ◆ 株式の売買益を積極的に追求します。
- ◆ 「当ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選択」を重視した運用を行います。

## ■ 主な投資制限

|                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| 株 式             | 株式への投資割合には制限を設けません。                  |
| 同 一 銘 柄 の 株 式   | 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 外 貨 建 資 産       | 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。   |
| デ リ バ テ ィ ブ 取 引 | デリバティブ取引を利用することができます。                |

## 運用プロセス



- ▶ わが国の株式の中から、産業動向調査等に基づく投資アイデアなどを基に、日本株の調査・運用部門にて組織的に調査対象とする銘柄に加えて、当ファンド独自に調査対象とする銘柄を選定し、運用担当者やそれをサポートするファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが、その調査・分析を実施します。
- ▶ 調査対象銘柄について、徹底した個別企業調査を行い、各企業の将来の業績を予想します。また、業績予想を基に、各銘柄の現在の株価水準が割高か割安かを分析します。
- ▶ 投資対象銘柄の選定にあたっては、「それぞれの企業が事業を展開する産業分野の潜在的な成長力、各産業分野内におけるそれぞれの企業の競争力、個別銘柄の株価水準」の比較・分析・評価を特に重視し、株価に割高感がないことを考慮した上で「成長力・競争力がある優良企業」に投資すること、あるいは「将来において予想される収益力からみて、現在の株価が割安な銘柄」を見出して投資すること、などを目指します。
- ▶ わが国の企業を評価するために、わが国の企業と海外の企業との国境を越えた横断的な比較を行い、国内企業に比べ投資魅力が大きいと判断される海外企業を見出した場合には、海外の株式にも投資することがあります。
- ▶ 銘柄分散に留意しながら、ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選定を重視してポートフォリオを構築します。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

## ■ 分配方針

毎決算時（原則として毎年9月16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。  
\* 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等により、前述のような運用ができない場合があります。

## 2 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、株式などの値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**



#### 株価変動リスク

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式の売買益を積極的に追求しますので基準価額は大きく変動します。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」などがあります。

### その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

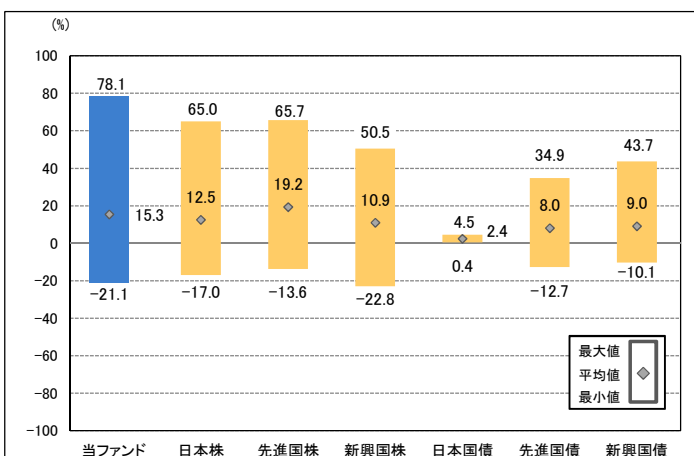
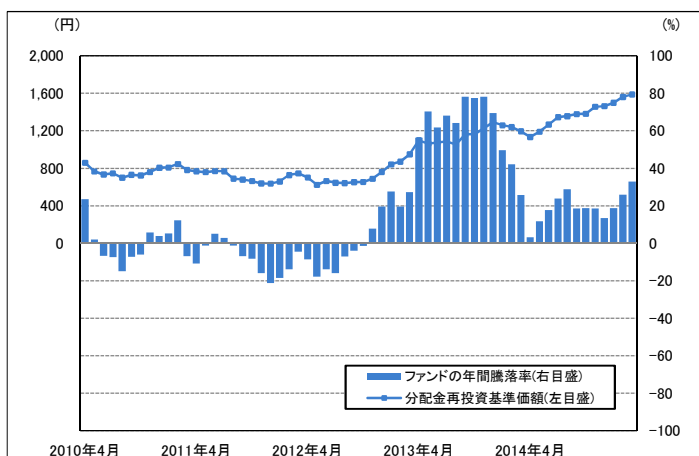
### リスクの管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理および運用実績の分析・評価を行い、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて提言等を行います。一方、トレーディング部門は売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。これらのリスク管理の結果はリスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

## (参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較 (2010年4月～2015年3月)

### ◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額（580円）に合わせて指数化しています。（以下同じ。）

年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。）

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2010年4月～2015年3月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。

当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

#### \* 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド（ヘッジなし・円ベース）

※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

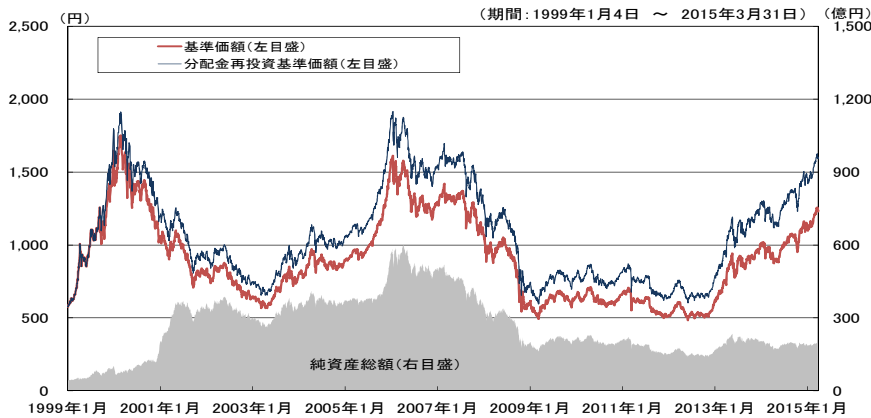
### 3 運用実績

(2015年3月31日現在)

#### 基準価額・純資産の推移

(1,000口当たり)

|      |        |       |          |
|------|--------|-------|----------|
| 基準価額 | 1,228円 | 純資産総額 | 190.18億円 |
|------|--------|-------|----------|



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)  
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算したもので、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(580円)に合わせて指数化しています。(以下同じ。)

#### 分配の推移

(1,000口当たり、税引前)

|         |        |
|---------|--------|
| 2014年9月 | 12円    |
| 2013年9月 | 10円    |
| 2012年9月 | 8円     |
| 2011年9月 | 7円     |
| 2010年9月 | 5円     |
| 設定来累計   | 1,532円 |

設定来：1976年9月17日以降

#### 主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する組入比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

##### <資産の組入比率>

| 資産の種類        | 国内/外国 | 比率(%) |
|--------------|-------|-------|
| 株式           | 国内    | 92.3  |
|              | 外国    | 4.9   |
| 現金・預金・その他の資産 |       | 2.8   |
| 合計           |       | 100.0 |

(その他の資産の投資状況)  
 株価指数先物取引(買建) 1.4%

##### <組入上位10業種>

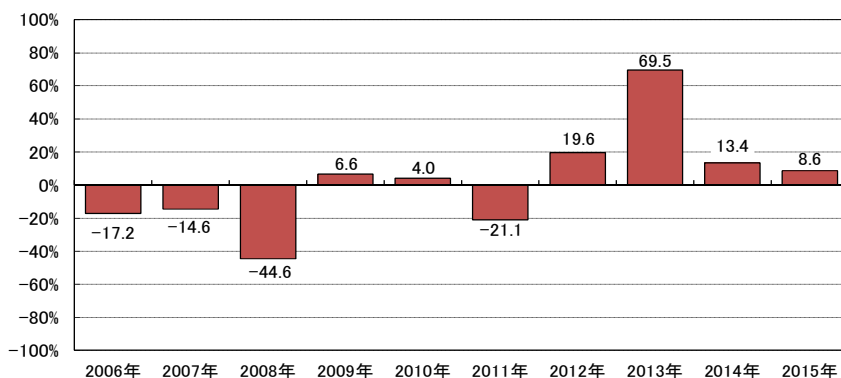
| 順位 | 業種     | 比率(%) |
|----|--------|-------|
| 1  | 電気機器   | 14.3  |
| 2  | 輸送用機器  | 10.6  |
| 3  | 小売業    | 7.0   |
| 4  | 銀行業    | 6.7   |
| 5  | サービス業  | 5.3   |
| 6  | 情報・通信業 | 5.2   |
| 7  | 不動産業   | 4.8   |
| 8  | 化学     | 4.6   |
| 9  | 機械     | 4.5   |
| 10 | 医薬品    | 4.0   |

※組入上位10業種には外国株式は含まれておりません。

##### <組入上位10銘柄> 組入銘柄数93銘柄

| 順位 | 銘柄名                | 業種    | 比率(%) |
|----|--------------------|-------|-------|
| 1  | トヨタ自動車             | 輸送用機器 | 3.6   |
| 2  | ヤマハ発動機             | 輸送用機器 | 1.8   |
| 3  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ  | 銀行業   | 1.7   |
| 4  | 楽天                 | サービス業 | 1.6   |
| 5  | カシオ計算機             | 電気機器  | 1.5   |
| 6  | 損保ジャパン日本興亜ホールディングス | 保険業   | 1.5   |
| 7  | キーエンス              | 電気機器  | 1.4   |
| 8  | 村田製作所              | 電気機器  | 1.4   |
| 9  | 三菱地所               | 不動産業  | 1.4   |
| 10 | 三井不動産              | 不動産業  | 1.4   |

#### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2015年は1月から3月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。  
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## 4 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                   |   |
|-------------------|---|
| 購入単位              | 販売会社が別に定める単位<br>※詳細は販売会社までお問い合わせください。   |
| 購入価額              | 購入申込日の基準価額（基準価額は1,000口当たりで表示しています。）   |
| 購入代金              | 購入申込日から起算して4営業日目までにお支払いいただきます。<br>なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。  |
| 換金単位              | 1万口単位または1口単位<br>※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。   |
| 換金価額              | 換金請求受付日の基準価額  |
| 換金代金              | 換金請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間            | 原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。   |
| 購入の申込期間           | 2014年12月17日から2015年12月16日まで<br>※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。   |
| 換金制限              | 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。   |
| 信託期間              | 無期限（1976年9月17日設定）   |
| 繰上償還              | 委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。<br>・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。<br>・やむを得ない事情が発生したとき。<br>・信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数（57億4,210万口）の10分の2を下回ることとなるとき。 |
| 決算日               | 毎年9月16日（休業日の場合は翌営業日）  |
| 収益分配              | 毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。<br>ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。  |
| 信託金の限度額           | 5,000億円を上限とします。   |
| 公 告               | 原則として、ホームページ( <a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a> )に電子公告を掲載します。   |
| 運用報告書             | ファンドの決算時および償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書(全体版)」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。  |
| 課税関係              | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。   |

## 4 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ■ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用   |  |                               |                                      |
|--|--|-------------------------------|--------------------------------------|
| 項目   | 費用の額・料率  |                               | 費用の概要                                |
| 購入時手数料   | 購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。<br>※2015年6月16日現在の手数料率の <b>上限は2.16%（税抜2%）</b> です。 |                               | 商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価                 |
| 信託財産留保額  | ありません。   |                               | —                                    |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用  |  |                               |                                      |
| 運用管理費用（信託報酬）<br>運用管理費用の総額は、下記①基本報酬に②実績報酬を加減した額とします。なお、運用管理費用は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                |  |                               |                                      |
| ①基本報酬  |  |                               |                                      |
| 項目   | 費用の額・料率  |                               | 費用の概要                                |
| 基本報酬（総額）   | <b>年率0.81%（税抜0.75%）</b>  |                               | 基本報酬＝日々の純資産総額×基本報酬率                  |
| 配分（税抜）   | （委託会社）   | 年率0.450%～0.518%               | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価     |
|  | （販売会社）   | 年率0.200%                      | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価 |
|  | （受託会社）   | 年率0.100%～0.032%               | 信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価           |
| ※基本報酬の配分（税抜）は、以下の通り信託財産の純資産総額の残高に応じて変動します。   |  |                               |                                      |
| 信託財産の純資産総額の残高に応じて  | 委託会社   | 販売会社                          | 受託会社                                 |
| 300億円以下の部分   | 0.450%   | 0.200%                        | 0.100%                               |
| 300億円超400億円以下の部分   | 0.475%   | 0.200%                        | 0.075%                               |
| 400億円超の部分  | 0.518%   | 0.200%                        | 0.032%                               |
| ②実績報酬  |  |                               |                                      |
| 実績報酬は、日々の基準価額と前期末基準価額とを比較した率（「基準価額倍率」といいます。）に応じて以下の通りとします。   |  |                               |                                      |
| 基準価額倍率<br>（日々の基準価額÷前期末基準価額）  |  | 実績報酬                          |                                      |
| 120%以上のとき  |  | <b>年率0.0216%（税抜0.02%）を加える</b> |                                      |
| 80%以上120%未満のとき   |  | 零                             |                                      |
| 80%未満のとき   |  | <b>年率0.0216%（税抜0.02%）を減ずる</b> |                                      |
| （注）実績報酬は、日々の基準価額に応じた率により日々計算されます。<br>実績報酬は、日々の純資産総額に、上記実績報酬率を乗じた額とし、委託会社の運用成果に対する報酬分として加減されます。                               |  |                               |                                      |
| その他の費用・手数料   |  |                               |                                      |
| 主な項目   | 費用の概要  |                               |                                      |
| 信託財産に関する租税   | 有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等                                 |                               |                                      |
| 監査費用   | 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用  |                               |                                      |
| 信託事務の処理に要する諸費用   | 事務処理にかかる諸経費  |                               |                                      |
| 外国における資産の保管等に要する費用   | 外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用   |                               |                                      |
| 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料  | 有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料  |                               |                                      |
| ※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。<br>※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。 |  |                               |                                      |

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



## ■税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期          | 項 目      | 税 金  |
|--------------|----------|--|
| 分 配 時        | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※上記は2015年3月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日より開始された非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





**みずほ投信投資顧問株式会社**

Mizuho Asset Management Co., Ltd.